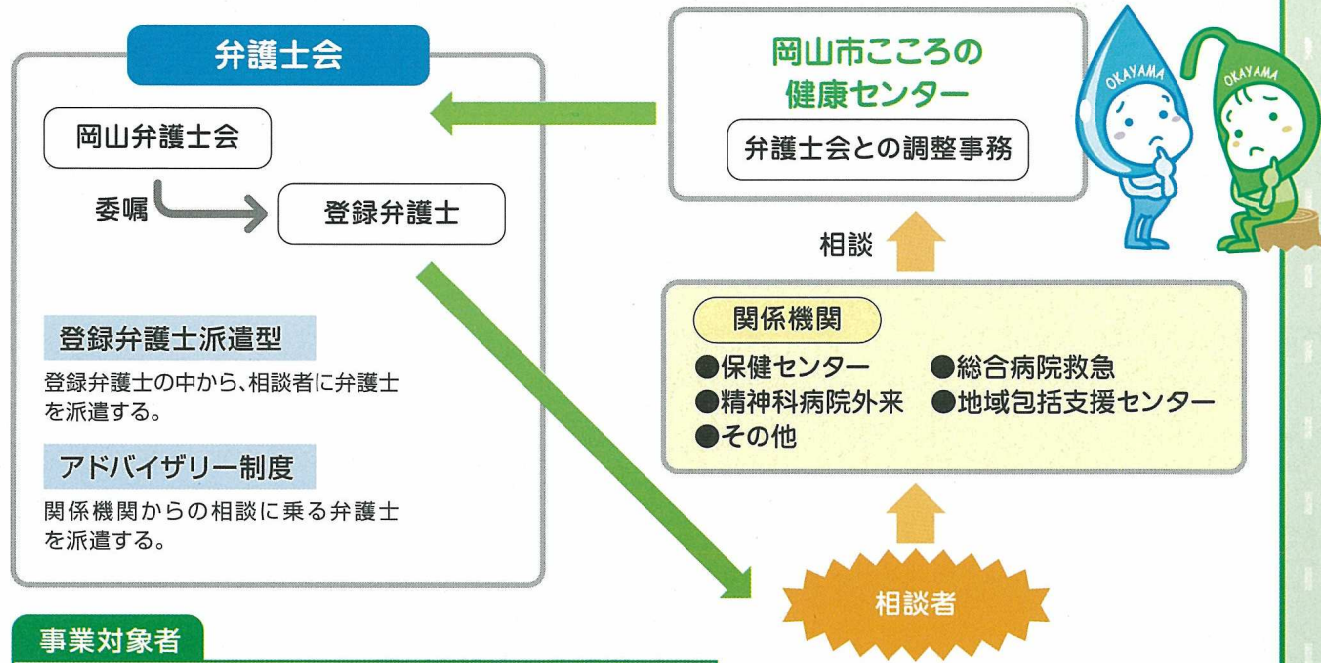


自殺未遂者・希死念慮者に対する相談支援事業のご案内



事業対象者

- ① 経済問題や法律問題を抱く希死念慮者
- ② 経済問題や法律問題を抱く対象者を支援する支援者

岡山市こころの健康センターでは「自殺未遂者・希死念慮者に対する相談支援事業」として関係機関からの相談に弁護士を派遣しています。相談は無料です。
ご利用については岡山市こころの健康センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先

岡山市こころの健康センター 支援係
086-803-1273

岡山市こころの健康センターだより

第3号
平成24年3月
発行

岡山市こころの健康センター

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館4階
[TEL] 086-803-1273 [FAX] 086-803-1772
[ホームページ] <http://www.city.okayama.jp/hofuku/kokoroc>



「精神医療審査会」のこと

所長 太田 順一郎



私たちの勤めている岡山市こころの健康センターの、法律で定められた業務の1つに精神医療審査会の事務があります。今回のこころの健康センターだよりでは、この精神医療審査会の活動を主にご紹介しています。

都道府県の担当課が行っていた精神医療審査会の事務を、私たちのような精神保健福祉センターが担当するようになったのは平成14年4月からのことです。この変更先立って平成12年3月末に厚生労働省から通知された『精神医療審査会運営マニュアル』の中には、精神医療審査会の事務について「審査会の審査に関する事務の専門性に配慮するとともに、審査の客観性、独立性の一層の確保を図るため、開催事務、審査の遂行上必要な調査その他審査会の審査に関する都道府県知事の事務は、都道府県の精神保健福祉担当部局ではなく精神保健福祉センターにおいて行うものとする。」と書いてあります。堅苦しい表現ですが、要するに精神医療審査会には「専門性」と「独立性」が重要なので、事務局を精神保健福祉センターに変更する、ということです。

精神医療審査会の『独立性』を強化していくことは、精神医療審査会の発足の経緯を考えれば当然の方向性であり、非常に重要なことです。私たちの精神保健福祉センターが事務局を担当することで審査会の独立性の担保に資することができるのであれば、それはとても嬉しいことです。現在、内閣府の「障がい者制度改革推進会議」や厚生労働省の「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」などの場で、地域精神保健医療福祉体制の見直しに関する検討が進められていますが、これまでも精神医療審査会の機能強化や独立性の強化を求める意見は強く、今後精神保健医療福祉分野での改革が進んでいくときに、精神医療審査会のあり方にもより一層の独立性の強化が求められることもあるかもしれません。そのときには精神医療審査会の事務局も、精神保健福祉センター以上に独立性の高い機関が担うことになるのでしょうか。それは少し寂しい気もしますが、入院患者の人権擁護体制の充実のためには必要なことなのかもしれません。

岡山市こころの健康センター相談・予約専用電話

【ご利用できる方】岡山市内在住の方

【時間】9:00~12:00 / 13:00~16:00 (土日祝日・年末年始を除く)

相談・予約専用電話 **086-803-1274**

※【来所相談】予約制です。まずは相談・予約専用電話にお電話ください。

岡山市ひきこもり地域支援センター

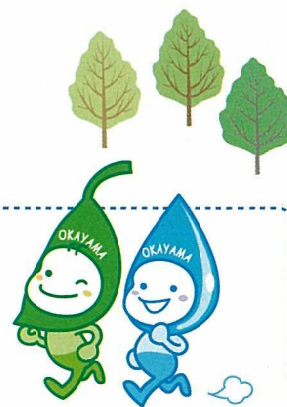
【ご利用できる方】岡山市内在住のひきこもり状態にある本人やその家族等

【ご利用方法】電話、来所等により相談をお受けします

電話相談…9:30~12:00 / 13:00~15:00
毎週 水曜日、金曜日(祝日・年末年始を除く)

相談・予約専用電話 **086-803-1326**

※【来所相談】予約制です。まずは相談・予約専用電話にお電話ください。



精神医療審査会とは

精神科に入院していて困っていませんか？



市内の精神科病院の公衆電話には岡山市精神医療審査会（岡山市こころの健康センター）の電話番号が掲示されています。入院中の人はいつでも電話することができます。

専用電話

086-803-1275



お手紙で退院請求、処遇改善請求の受付

審査委員2名が病院を訪問

患者、家族、主治医から直接意見をお聴きします。

市内の精神科病院

定期病状報告書・入院届の提出届出

岡山市精神医療審査会による審査

審査結果通知

※結果が「入院は不適当」「処遇は不適当」の場合
…市長による退院命令、処遇改善命令等

岡山市精神医療審査会は、17名の委員で構成されています。

- 医療委員（精神保健指定医）…………… 9名
- 法律家委員（弁護士）…………… 4名
- 有識者委員（精神保健福祉士、保健師）…… 4名



岡山市精神医療審査会は、精神科病院へ入院中の患者の人権を擁護するために設置されています。精神科病院への入院には、任意入院、医療保護入院、措置入院の3つがあります。このうち医療保護入院と措置入院は、患者本人の意思に基づかない入院であり、特に人権に配慮した厳格な運用が求められます。

審査会は以下の2点について、入院・処遇は適切か否か、適正な医療及び保護が行われているか、人権侵害がないかという視点で審査します。



精神科病院から提出される措置入院者・医療保護入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の入院届を審査します。

平成22年度 審査件数 **2,634件**



精神科病院に入院中の患者、家族等からの退院請求・処遇改善請求を審査します。

平成22年度 審査件数 **75件**

●権利擁護強化のための取り組み

1 退院請求・処遇改善請求を行った患者に対して弁護士による権利擁護を受ける権利があることを書面等でお知らせしています。また併せて、無料弁護士相談の制度とその連絡先をお伝えしています。

平成22年度 請求者に弁護士である代理人がついた件数 **4件**

2 審査会での患者、家族、代理人による意見陳述を実施しています。

平成22年度 意見陳述を行った件数 **6件**

自立支援医療費（精神通院医療）と精神障害者保健福祉手帳

岡山市こころの健康センターでは、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定、受給者証の発行業務及び精神障害者保健福祉手帳の判定、発行業務を行っています。

<平成23年3月31日現在>

- 自立支援医療費（精神通院医療）…………… 支給認定者数：8,786人
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数 …………… 所持者数：3,034人
(1級：399人、2級：2,333人、3級：302人)



問い合わせ先

岡山市こころの健康センター 総務係 **086-803-1272**